

# 宇都宮市子どもの居場所づくり事業支援付加補助金交付決定に係る実施要領

## 1 趣旨

この要領は、宇都宮市子どもの居場所づくり事業支援付加補助金の交付団体を募集し、決定するにあたり、補助対象事業を効果的かつ適正に実施する観点から、補助対象者を公正かつ公平な方法により選定するため、募集・審査の実施に必要な事項を定める。

## 2 補助金の名称

宇都宮市子どもの居場所づくり事業支援付加補助金

## 3 選定事業者数

別紙1の区域のうち、中央区域、北西区域、東区域、北東区域は1者、南区域は2者とし、計6者を選定する。

※ 補助対象者選定方法については「13 審査方法等(1)」を参照。

## 4 補助対象期間

令和5年4月3日から令和6年3月31日

## 5 選定方法

宇都宮市子どもの居場所づくり事業支援付加補助金第6条の規定により、申請内容の審査及び面接を行い、選定する。ただし、令和4年度宇都宮市子どもの居場所づくり事業支援付加補助金の交付実績があり、区域に1者のみの応募のときは、面接による審査を省略することができる。

## 6 公募方法

宇都宮市ホームページ(<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>)に実施要領、宇都宮市子どもの居場所づくり事業支援付加補助金交付申請書等を掲載し、募集する。

## 7 スケジュール

内容	日時
募集の開始	令和5年3月24日(金)
申請書等の提出期限	令和5年4月17日(月)
面接による審査	令和5年4月24日(月)から28日(金)までの期間で指定する日時
交付決定の通知	令和5年5月12日(金)

## 8 対象となる子どもの居場所

宇都宮市子どもの居場所登録要綱(令和4年告示第125-7号)第3条の要件(※1)を満たし、第5条の規定により登録の決定を受けた居場所のうち、

以下の要件を満たした場所とする。ただし、宇都宮市子どもの居場所に登録していないものは同時に登録申請をすることも認める。

- ▶ 原則として、週1回以上、1回3時間以上開催すること。
- ▶ 子育て経験、子どもの見守り経験又は同等の経験があるものを2名以上見守り役として（うち1名は上記経験を1年以上有する者とする）配置するとともに、全ての事業及び支援の運営に係る責任者を配置し、子どもの安全の確保と支援に努めること。
- ▶ 利用する子ども1名当たり1.65㎡以上の面積を確保することとし、10名以上を受け入れられる面積の場所を用意すること。
- ▶ 次に掲げる事業をいずれも実施する子どもの居場所であること（※2）。
  - ・ 原則として開設日には家庭学習の支援や生活習慣の支援を行うこと。
  - ・ 原則として月1回程度、体験・経験の機会の提供の提供をすること。
- ▶ 支援が必要な子育て家庭への支援については、支援の計画や記録を作成し、市に報告すること。

※1 宇都宮市子どもの居場所登録要綱第3条（登録要件）の一部抜粋

- ▶ 子どもたちが誰でも自由に利用可能であり、地域に開かれた居場所として市内で運営すること。
- ▶ 居場所の開設中の事故に備えて、賠償責任保険に加入すること。
- ▶ 食事を提供する場合において、食品衛生責任者養成講習会を修了した者または同等以上の資格を有する者を置くほか、食品衛生に関する研修、講習会に参加し、常に食品衛生に努めること。
- ▶ 1年以上継続して子どもの居場所を運営する見込みがあり、その能力を有すること。
- ▶ 地域や学校関係者へ登録前又は開設前の説明を行うこと。

※2 子どもへの支援内容の具体例や注意事項

- ・ 家庭学習の支援とは、授業の復習や宿題のサポートなど、家庭学習習慣を身につけるための指導や助言を行うことをいう。
- ・ 生活習慣の支援とは、挨拶や手洗いやおもちゃの片付け、脱いだ靴をそろえるなどの日常生活の指導や助言を行うことをいう。
- ・ 体験・経験の機会提供とは、季節の行事（七夕の飾りつけや豆まき等）や誕生日会、野菜の収穫、野外活動（野外炊飯やスポーツ体験等）を行い、子どもたちに体験・経験させることをいう。ただし、折り紙やぬりえなど家庭で簡易にできる遊びは除く。
- ・ 食の提供を通じたマナーの習慣や調理・片付け、団らんなどの体験の提供を目的としていることから、弁当の配布のみは対象外とする。
- ・ 支援が必要な子どもへの支援をするための支援計画や記録等の作成については、別紙2を参照

## 9 助成内容

### (1) 開始補助

(開始補助については、過去に補助を受けた団体は対象外とする。1,000円未満の端数は切り捨てる。)

補助額	対象経費	交付限度額	交付率
次の支援開始に係る対象経費の実費 ① 学習・生活支援 ② 体験・経験の機会提供(全般) ③ 体験・経験の機会提供(食事)	・備品購入等経費 ・改修修繕等経費等	① 学習・生活支援 50,000円 ② 体験・経験の機会提供(全般) 50,000円 ③ 体験・経験の機会提供(食事) 150,000円	10/10

### (2) 支援補助 (1,000円未満の端数は切り捨てる。)

補助額	対象経費	交付限度額	交付率
次の支援に係る対象経費の実費 ① 家庭学習・生活支援(1時間あたり1,220円×2人)×1日あたりの開設時間×開設日数 ② 体験・経験の機会提供1日あたり2,500円×開設日数	・人件費 ・消耗品経費 ・食糧経費 ・交通経費等	① 学習・生活支援 1,220,000円(上限100日) ② 体験・経験の機会提供 250,000円(上限100日)	10/10

## 10 交付申請手続等

### (1) 交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、次のとおり、「宇都宮市子どもの居場所づくり事業支援付加補助金交付申請書」(様式1号)等を提出しなければならない。(申請書等の様式は宇都宮市ホームページに掲載)(6参照)

#### ア 提出書類

- ・ 宇都宮市子どもの居場所づくり事業支援付加補助金交付申請書(様式第1号)
- ・ 宇都宮市子どもの居場所づくり事業支援付加補助金実施計画書(様式第2号)
- ・ 宇都宮市子どもの居場所づくり事業支援付加補助金収支予算書(様式第3号)
- ・ 交付を受けようとする補助金の算出の基礎を記載した書類
- ・ 子どもの居場所見守り役名簿(様式第4号)
- ・ その他市長が必要があると認める書類

イ 提出期限 令和5年4月17日(月)午後5時まで(必着)

- ウ 提出場所 〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号  
宇都宮市役所子ども部子ども未来課健全育成グループ
- エ 提出方法 持参または書留郵便にて送付すること。

## (2) その他

### ア 交付申請書等の取り扱い

- ・ 交付申請書等の提出後、書類の追加及び変更は認めない。ただし、本市が書類の差し替え、変更又は取り消しを認めたときは、この限りではない。
- ・ 提出された交付申請書等は一切返却しない。
- ・ 提出された交付申請書等は複製する場合がある。

### イ 交付申請書の公開等

- ・ 交付申請書等は、宇都宮市情報公開条例の対象行政情報となるため、情報公開請求により公開する場合がある。そのため、技術情報等、公開されることにより申請者が不利益を被る恐れのある情報が含まれないように注意すること。

### ウ 秘密の厳守

- ・ 面接により、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

### エ 表現の方法

- ・ 交付申請書等の表現については、専門的な知識を有しない者でも理解できるように、わかりやすいものとする。

※ 補助対象団体や助成内容、提出書類等については、宇都宮市子どもの居場所登録要綱及び宇都宮市子どもの居場所づくり事業支援付加補助金交付要綱を参照

## 11 面接の実施

### (1) 申請内容の面接

- ア 日時及び場所 令和5年4月24日（月）～28日（金）の間で指定する日時  
※ 日時及び場所は別途指定し申請者に直接連絡する。
- イ 面接時間 1者あたり20分
- ウ 説明資料等 宇都宮市子どもの居場所づくり事業支援付加補助金交付申請書等の書類を使用する。
- エ 出席者 現場責任者は必ず出席すること。

## 12 評価の観点

評価については、以下の観点により総合的に行う。

- (1) 宇都宮市子どもの居場所づくり事業支援付加補助金交付申請書等の内容
- (2) 面接の内容

### 13 審査方法等

- (1) 審査は、交付申請書等の提出書類及び面接の内容をもとに審査して評点付けを行う。  
候補者の選定は、評点に基づいて提案者を順位付けし、各区域において合計点数の最高得点を得た者とする。
- (2) 審査結果は、令和5年5月12日（金）（予定）に申請者全員に書面で通知する。
- (3) 選定されなかった者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から起算して、7日（ただし、本市の閉庁日を含まない。）以内の、各日午前9時から午後5時までに審査結果の通知を持参のうえ、書面で申請するものとする。なお、これに対する回答は、後日、文書により行う。
- (4) 審査結果についての異議申し立てについては受け付けない。

### 14 失格事項

以下の事項に該当した場合は失格とし、審査を行わないものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (2) 提出期限までに所定の書類を提出しなかった者
- (3) 面接に参加しない者
- (4) 審査結果の発表までに本要領に定める参加資格に該当しなくなった者
- (5) その他「実施要領」の諸条件に違反した者